

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和 8 年 6 月 1 9 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和8年6月19日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 5 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 財産の取得について（旭市立ひかた椿小学校統合備品 一式）

《付託請願》

- 請願第 1 号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願
- 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 請願第 3 号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

出席者（10名）

委員長	伊 場 哲 也	副委員長	戸 村 ひとみ
委員	木 内 欽 市	委員	宮 澤 芳 雄
委員	飯 嶋 正 利	委員	井 田 孝
委員	伊 藤 春 美	議長	宮 内 保
紹介議員	常世田 正 樹	紹介議員	高 橋 美千子

欠席委員（なし）

傍聴議員（３名）

議 員 松 木 源太郎

議 員 永 井 孝 佳

議 員 崎 山 華 英

説明のため出席した者（２２名）

教 育 長 向 後 依 明

財 政 課 長 池 田 勝 紀

保 険 年 金 課 長 大 網 久 子

健 康 づ く り 長 黒 柳 雅 弘

社 会 福 祉 課 長 椎 名 実

子 育 て 支 援 長 八 馬 祥 子

こ ども 家 庭 長 石 橋 康 司

高 齢 者 福 祉 長 杉 山 かおる

教 育 総 務 課 長 飯 島 正 寛

生 涯 学 習 課 長 佐 野 唯 生

ス ポ ー ツ 振 興 長 林 甲 明

そ の 他 担 当 員 1 1 名

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 飯 笹 浩 一

事 務 局 書 記 加 瀬 哲 也

開会 午前10時 0分

○委員長（伊場哲也） では、改めましておはようございます。

大変お忙しい中、また梅雨どきの蒸し暑い中、お疲れさまでございます。

ただいまの出席委員は7名でございます。委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、宮内議長にご出席をいただいておりますので、議長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（宮内 保） それでは、改めておはようございます。

ご苦労さまでございます。また、委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日付託されました補正予算を含む7議案及び請願3件につきまして、審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、伊場委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊場哲也） 宮内議長、ありがとうございます。

議案審査のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。また、日頃より委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は7議案でございまして、その内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、次に条例関係が5議案で、議案第5号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、次に財産の取得についてが1議案で、議案第

12号、旭市立ひかた椿小学校統合備品一式の取得でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（伊場哲也） はい、ぜひお願いいたします。

○教育長（向後依明） それでは、順次、自己紹介させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長（飯島正寛） おはようございます。

教育総務課長の飯島正寛と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（八馬祥子） 子育て支援課長の八馬祥子と申します。よろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（椎名 実） 社会福祉課長の椎名といいます。よろしくお願いします。

○スポーツ振興課長（林 甲明） スポーツ振興課長の林甲明です。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（佐野唯生） 生涯学習課長の佐野唯生でございます。よろしくお願いいたします。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課長の石橋康司と申します。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長（大網久子） 保険年金課長の大網久子と申します。よろしくお願いします。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 健康づくり課長の黒柳です。よろしくお願いします。

○高齢者福祉課長（杉山かおる） 高齢者福祉課長の杉山かおると申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（向後依明） 以上でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊場哲也） どうぞよろしくお願いいたします。

向後教育長、ありがとうございました。

○委員長（伊場哲也） ただいまから本委員会に付託されました7議案の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 補正予算書の11ページ、3款4項2目、生活扶助費の追加給付分について質問します。

追加給付は1世帯当たり幾らくらいになるのか教えてください。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） それでは、お答え申し上げます。

追加給付は1世帯当たりどれくらいかというようなご質疑です。

今回の追加給付、この対象期間は、平成28年の8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給していた世帯となります。

また、生活保護給付世帯についても、世帯の人数、あとはその状況、あとは障害の有無、こういったものによる加算など様々であるために、追加給付の金額については、世帯によって様々となります。ですので、金額について、それぞれの世帯によって異なるものとなります。

そのため、今回の予算については、国が示しました級地に応じた1世帯当たりの平均的な単価、旭市は3級地の1というところになりますが、これが6万4,000円と示されております。これに生活保護世帯数を乗じたものを計上したということになります。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 追加給付のための手続はどうするのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 追加給付のための今後の手続というご質疑です。

現在、生活保護受給中の世帯については、申出等は必要ありません。プッシュ式で追加給付を行う予定です。

補正予算の成立後に事務手続を進め、世帯ごとの追加給付額の算出作業を始めます。12月頃に追加給付をしたいと考えております。

保護の廃止世帯につきましては、夏頃に申出の受付を開始すると、厚生労働省のほうより通知がございます。

市としても同じ時期に申出の受付を開始する予定であります。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 追加給付に当たって、一旦給付された金額がちょっと安かったろうという追加分だと思うんですけども、これ、非常にありがたい話で、どんどん周知していくべきだと思うんですけども、対象者への周知は考えていますでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

椎名社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 周知についてです。

国においては、厚生労働省ホームページや追加給付相談センターのホームページ、ここで周知・広報のほかに、主に保護廃止世帯向けに各種広報媒体を活用した周知・広報を想定しております。

保護廃止世帯の申出開始期間——本年の夏頃となりますが——ここに合わせて実施をする予定と聞いております。

本市においても国と同時期、夏頃に、市ホームページや広報において周知を行う予定であります。

以上です。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑はありませんか。

伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美） 私も同じ11ページ、3 民生費の扶助費についてなんですけれども、現在、市内で高齢者単身世帯やひとり親世帯、あるいは現役世帯など、特にどのような世帯の受給が増えているのか、直近の傾向をお伺いいたします。

○委員長（伊場哲也） 伊藤春美委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 今回の追加給付については、対象者を現に保護を受給している方477名と算出しました。

この内訳については、高齢者世帯が293世帯、母子世帯が6世帯、傷病者世帯が193世帯、障害者世帯が59世帯、その他世帯が26世帯となります。ですから、高齢者世帯の割合がかな

り大きいというような状況です。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美） 今、高齢者が増えているという、多いという回答でしたけれども、現在、ケースワーカーの負担とか、相談体制の強化とか、サポート体制が現状の需要に追いついていないのかも併せて伺いたします。

○委員長（伊場哲也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 確かにこの数年、保護、相談、保護になった方以外にも、相談件数というのはかなり多くなっております。ですので、面接業務等はかなり多いものがあります。

あとは、社協等の制度として生活困窮者自立支援、そういった生活保護になる前に、ある程度相談を受け入れるというような状況もございます。

ですので、ケースワーカーの人数についても、年々増やさなければならないというような状況にもなっておりますが、その相談を受ける体制というのをしっかりした上で、対象者の方々の対応をしていきたいとは考えております。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 引き続いて、井田孝委員。

○委員（井田 孝） それでは、同じく補正予算書11ページ、保育所費の説明欄14、解体・撤去工事6,968万2,000円なんですが、これ、議案質疑のときに、まんざい保育所の解体とゆたか保育所の埋設管の撤去という説明を受けましたが、その工事費の内訳を教えてください。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） では、内訳ということですが、旧まんざい保育所の解体工事費が6,769万7,000円でございます。

旧ゆたか保育所の排管の撤去工事費が198万5,500円となっております。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） では、ゆたか保育所の埋設管、これはどういうものなのかと、昨年、本体の解体をやったと思うんですが、そのときに見つからなかった理由を教えてください。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長、2点お願いします。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今回工事いたします埋設管は、昨年度解体いたしました園舎の前の園舎で使用されていたプールか池の排せつ管だと推測しております。

埋設された時期が古いため、恐らく昭和40年代頃だと思うんですけども、図面も残っておらず、把握ができておりませんでした。今回、3月のその解体工事を行っている工期の終了間際に、たまたま雨が降りまして、園庭に陥没箇所ができたのを業者が発見したことから発覚いたしました。

埋設管を撤去しなければ借地を返還できないため、早急に工事を行う必要があることから、今回、予算計上いたしました。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） 内容はよく分かりました。

これは百九十何万円ということで、その解体業者と随契を結んだということによろしいんですか。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 随契ではなくて、見積り合わせで執行する予定でございます。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑はございませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

本会議場で大きいところは質疑いたしましたので、ちょっと状況の変化等によつての、変化といひましようか、それをお伺いします。

4ページです。4ページの地方債起債の限度額の変更についてお伺いしました。ここの利率のところですよ。ね。「6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）」ってあるんですけども、日銀側の利上げを発表しまして、これをこの予算立てするときに見込まれていたその利率というんですか、それとその後何か変わることがあるかどうかというのを伺います。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。おいでですので、お願いします。

○財政課長（池田勝紀） すみません。財政課長の池田です。よろしくお願いします。

ここの補正の表のページなんですけれども、この利率の6.0%というのは、あくまでもアッパーというところで設定しております。一応これ以上にはならないようには努めるということですが。

利率のほうはこの間、日銀のほうで利上げというところになりましたけれども、その影響のほうはまだ見えてきていない状況で、この借入れの段階にあっては、政府資金であればある程度の利率は決まるんですけれども、例えば市中銀行とかで借り入れる場合は見積り合わせなどして、なるべく利率が上がらないように、そういう設定をしながら借り入れる予定になっています。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） まだこの補正予算書を上げる段階では、そういった利率の大体の見込みみたいなのというのはなかったということですかね。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） そうです。直近の近いところの利率はある程度把握しているんですけれども、昨今の利率の関係、上がり幅がどのくらい上がるというのがまだ見込めないという中で、基本的には6%にはいかないとは思っていますが、なかなかそこは見込めるところではないので、その段階ではまだ利率に関しては、はっきり細かく何%というのは設定したものではないです。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 本会議場でも聞いたんですけれども、起債をどれぐらいの割合にして、基金からどれぐらい引っ張ってくるとか、繰り入れるとか、そういうことを判断するときに、判断基準ってどうなのかということをお聞きしたら、ここまでが借りれるという前提で、借りれるところの上限で起債のほうをしているというような答弁だったと思うんですけれども、こうやって金利が上がってくると、そのあたりの判断というものもどうだったのかなというのを思うわけです。

片や繰り入れしている公共施設等整備基金のほうなんですけれども、これ、基金は運用していると思うんですが、どのような運用の仕方をしていますかね。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対して、財政課長、答弁できますか。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません。ちょっとできる範囲で、会計課長のほうもいないので、私が代表してというか。

一応いろいろ市役所の中で幾つかの基金があります。その運用に当たっては、会計課のほうである程度押さえているところです。一般的には、普通預金に積むものは積むし、あとは一部債券などで運用している部分もあります。

利率が今上がっているというところで、その辺はそのときの状況によって勘案しながら運用のほうはしていきたいなというふうに、会計課のほうでは思っていると思います。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

保育園を建てるにしても、学校の議案とかにしても、財源やっぱ聞かないといけないうすよね。なので、基金のこと……

（「内容に入ってもらっていいですか」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。

○委員長（伊場哲也） 大丈夫でしょうか、戸村委員。どうぞ。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） では、それぐらいにしておきます。

それで、続きまして、ひかた椿小学校統合備品、これ違いましたっけ。

（「まだ1号だから」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） そっか。これ1号でしたね。終わります。全部続けるんじゃないでね。

○委員長（伊場哲也） 議案第1号です。終わりですか。

○委員（戸村ひとみ） はい。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） それでは、議案第1号について特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続きまして、議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。議案第6号。
よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号、いかがでしょうか。質疑がありましたらお願いいたします。議案第7号。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 議案第7号の質疑、特にないようですので、議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 議案第8号についても質疑ないようですので、議案第9号に移ります。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号についていかがでしょうか。質疑がありましたらお願いいたします。
議案第12号。

伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美） 今回の財産取得に当たって、既存の備品をどの程度新しい学校へ再利用、転用し、どの程度新規取得するのか、予算の効率的執行の観点から、その選定基準と調整状況を伺いたいと思います。

○委員長（伊場哲也） 伊藤春美委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、回答申し上げます。

今回の備品のほうの選定というところでございます。

選定のほうで再利用の部分でございますけれども、備品の再利用のそちらの判定というところにつきましては、備品台帳から購入年度ですとか規格、耐用年数、そんなものを確認しながら、現地での破損や劣化状況なども教職員と一緒に確認していただきまして、安全性を最優先に利用するというところで判断したところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊場哲也） ほかにいかがでしょうか。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） 備品の納入というんですか、最終納入日は分かりますか。いろいろ数があって、戸棚だとかいろいろありますけれども。

○委員長（伊場哲也） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○委員長（伊場哲也） 再開いたします。

宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 失礼いたしました。納入期限ということでございます。

令和8年12月25日でございます。納入後は令和9年4月の開校に向けて、順次、学校のほうへ整備していくというところでございます。

以上です。

○委員長（伊場哲也） ほかにいかがでしょうか。

井田孝委員。

○委員（井田 孝） 備品の内容についてなんですが、備品一覧表を提示されたんですが、この中で、例えばスライド収納棚とか、作業台というのは固定するものだと思うんですが、今までの通例でいくと固定するものは工事で、固定しないものは備品という区分けがあったと思うんですが、今回の区分けの基準をお伺いします。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回、ひかた椿小学校の工事につきましては、入札のほうの段階で不調がございまして、随意契約で受注者の決定のほうをしております。

当初行った入札のほうでは、備品のほうを含めて建築工事として発注しておりましたが、その後、不調が続いていたために、限られた工期とか、そういったものを鑑みまして、備品のほうを切り分けて発注することとしたところでございます。

これは既存の校舎のほうを改修するために、子どもたちや教職員に教室を移動してもらい

ながら備品のほうの納品とかをすることになりますので、工事を進めていくことの中で、限られた工期の中でというところで、確実に工事を進めていくという必要があったことから、今回、そのような判断をしたところでございます。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） あと、この備品の仕様についてお伺いしたいんですが、備品一覧表を頂いたんですが、これ発注するときというのは、このほかにもっと細かい仕様書というのはつけているのでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） この一覧のほかに仕様書のほうをつけております。備品等の同等品ですとか、そういったものについても、そういう同等品等で対応される場合の手引というものを一緒につけておりまして、その中で基準とか、そういったものをお示ししているところでございます。

○委員長（伊場哲也） ほかに質疑ありませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ） 今、課長のほうで入札が不調に終わりましたということで、まず、私が本会議場でお伺いしたときは百何十者あるって言われませんでしたっけ、あるのは。

（発言する人あり）

○委員（戸村ひとみ） そっかそっか。分かりました。

それでは、新しくするものと、あとは産業廃棄物に回すものというんですか、備品の中で。それとの割合と、もし計算していらしたらなんですけれども、ゼロカーボンを大々的に宣言しておりますので、これでカーボンに与える影響というのかな、そのあたりのところとか考えていらっしゃいますか。

できれば全てを再利用というのが望ましいところだと思うんです。ゼロカーボンシティに向けてね。でも、そういうわけにいかないでしょうから、ある程度このあたりで妥協してというのが、先ほどいろんな基準で妥協してというのかあったと思うんですけれども、そのあたりで雑駁に計算していらしたらお願いいたします。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 備品のほうの再利用というところでございますが、こちらのほうの割合というところでは、これは数字としては出しておりません。

ただ、この備品の選定といいますか、そういったところにつきましては、各学校のほうで精査・調整を進めていただいております、そちらのほうにうちのほうも入って、ひかた小学校で使えるものについては、できるだけ活用していくというところで進めているところでございます。

これは本会議のほうでもお答えしましたけれども、例えば図書室にある、また図工室にある木製の机ですとか、そういった椅子のほうは、塗装したりとか、クッションを替えたりとかというところで補修をしながら再利用していくというところで、できる限りそういったものを使っていくというところで進めているところでございます。

また、統合によって使用しなくなる備品、そちらのほうについては、閉校となる中和小学校ですとか、まんざい小学校のほうに仮置きをいたしまして、希望に応じて市内のほかの小・中学校で活用するですとか、それでもまだ使わないというところで、もし廃棄物になるということであれば、その辺は産業廃棄物として最終的には処分というところにはなるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 教育現場ですので、施政方針でも市長が声を大にしてゼロカーボンというのをおっしゃっています。ゼロカーボンを宣言されたということで。ですから、こういう機会がとてもいい機会だと私は思うんです。新しく学校の備品をどうするというときに、こういうふうにするとゼロカーボンに向けて自分たちが努力すれば、これだけのことができるんだみたいなことを成果として出せる、もちろん数字として出さないと、子どもたちに分かりませんから、私たちにも分かりませんが、なのでそのあたりのところをせっかくのいい、本当に生きた教材だと思いますので、ぜひともそこを今後計算していただきたいなと思います。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、質疑ですか、要望ですか。

○委員（戸村ひとみ） 質疑ですね。今後そういうふうなことをされるつもりはございますか。教育現場でございますから。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今、備品のほうにつきましては、備品台帳等で照らし合わせながらやっているところではございますが、最終的には備品等につきましては、この学校だけで使うものではなくて、ほかの市内のいろんな学校にも配布しながら使っていくというところですので……

（「それもだからリサイクルで、リユースで」の声あり）

○教育総務課長（飯島正寛） はい。そういったところがございますので、今後いろんなところに波及していく、ほかの学校にも波及していくところですので、今すぐにこの数字を出せるかというとなかなか……

（「今と言っていないです。今後と言いました」の声あり）

○教育総務課長（飯島正寛） その辺は研究していきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊場哲也） 戸村委員、よろしいですか。

ほかに質疑はいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わりにいたします。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊場哲也） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊場哲也） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで執行部の皆さん、大変お疲れさまでございました。

退室してください。

請願の審査

○委員長（伊場哲也） 次に、請願の審査を行います。

本委員会に付託されました請願は、請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、3件であります。

それでは、請願第1号について審査に入ります。

ここで皆様におはかりいたします。

請願第1号については審査のため、紹介議員の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） ご異議なしと認めます。

よって、紹介議員による説明を求めることに決しました。

それでは、紹介議員であります高橋美千子議員は移動願います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○委員長（伊場哲也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、高橋美千子議員より説明をお願いいたします。

座ったままで結構です。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

本日は文教福祉委員会にて、貴重な機会をいただき心より感謝申し上げます。

また、今回のmRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願書ということで、内容は……。

○委員長（伊場哲也）　遠慮なくどんどん説明してください。どうぞ。紹介議員ですので、お願いいたします。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

趣旨といたしまして、メッセンジャーRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）国民への接種を中止することをお願いいたします。

また、この請願の審査結果は議会だより等に掲載し、広く住民への周知をお願いしたいと思っております。

理由といたしましては、全国の市民が行ったコロナワクチン接種データ開示請求プロジェクトというところから全国161市区町村、5,620万回の接種後死亡観測データによると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は729人となっております。資料の1ですね。こちらの資料になっております。

また、死亡者の新型コロナワクチン接種者数の死亡記録を見ると、最後のコロナワクチン接種から約3から4か月後に死亡数のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡数が上昇していることが分かります。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和8年3月26日時点）では、累計進達受理件数1万5,065件、累計認定数9,461件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数1,069件となっています。しかし、冒頭の自治体から開示されたデータを踏まえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されましたメッセンジャーRNAワクチンは標的細胞が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。1年で開始されたワクチンとなっております。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞がメッセンジャーRNAを取り込む可能性があり、その結果、スパイクたんぱく質を発現した細胞は、自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクたんぱく質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています。

資料2の資料になります。

また、新型コロナワクチンの繰り返しの接種では、I g G 4、体内で免疫の働きを担う抗体の一種で、血液中に最も多いI g G抗体の中でもごく一部、約4%しか存在しないものとされています。I g G 4の誘導による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えております。

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長及び厚生労働省医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日感発0808第5号医薬発0808第1号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

なお、福島県喜多方市議会、青森県下北郡大間町議会、徳島県小松島市議会では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める意見書も原案どおり可決されました。この前例を踏まえ、この旭市議会におかれましても同様のご判断を賜りますようお願い申し上げます。

旭市議会には、住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を取っていただけることを強く求めます。

○委員長（伊場哲也） ほかに補助的な説明ございませんか。

すみません、マイクを使っただけですか。

（「資料の文章を読み上げてよろしいでしょうか」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 簡潔明瞭にね。ポイントだけ押さえて。ポイント4点あります、今回ね。国への中止を求める請願のポイントは4点ありますので、その4点が委員の皆様方によく伝わるような形での読み上げをお願いいたします。どうぞ。

高橋議員、伝わりましたか。どうぞ。

○紹介議員（高橋美千子） ではまず、開示プロジェクトのほうが資料になっておりますので……

○委員長（伊場哲也） スパイクたんぱく質の長期残留と免疫による攻撃、その点辺りからの説明からされたらよろしいかは。司会進行の私としてそう思いましたけれども、聞いていて。どうぞ。補助的な説明あればどうぞおっしゃってください。結構ですよ。どうぞ。もしよろしければよろしいで、委員から質問を受けるようにします。いかがでしょうか。

高橋議員、どうぞ。

○紹介議員（高橋美千子） 私が上げました最新の2026年4月9日、筑波大学が上げた資料に

よりますと、ミトコンドリアの機能低下がメッセンジャーRNAワクチン接種による心筋炎を誘導するということが明らかとなりました。

市で行っている定期接種の中にも、一応、副反応について心筋炎の疑いがありますよということなのですが、この定期接種を続けることによって心筋炎が起こるという確定した事項がございます。なので、メッセンジャーRNAワクチンの定期接種を行うことは、市民の健康を害することであると思いますので、定期接種の停止を求めたいと思っております。

○委員長（伊場哲也）　ありがとうございました。

　　ただいま高橋議員からの説明がございました。

　　それでは、委員の皆様方から何かお聞きしたい点ありましたら、どうぞお出してください。

　　宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄）　では、説明者に1点確認したいんですけども、今お話のあった筑波大学の研究、これ大変優れたデータなんですけれども……、筑波大学の研究ってすばらしい、NHKかどこかで放映されたんですけれども、これあれですかね、データにありますかね、資料に。マウスの研究だったのでしょうか、マウスを通じての。それ、いつ頃の時点だか分かんないですね。

（「すみません」の声あり）

○委員（宮澤芳雄）　いいです。ありがとうございました。

○委員長（伊場哲也）　宮澤芳雄委員、よろしいですか。

○委員（宮澤芳雄）　はい。

○委員長（伊場哲也）　今の質問に対して、どうぞ。

　　高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子）　4月9日に筑波大学から発表されたものになりますので、それ以前に行われたものではあるとは思いますが、いつ行われたというところまでは分かりかねます。

○委員長（伊場哲也）　ほかにいかがでしょうか。

　　伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美）　今の説明で筑波大学として上げたというふうにお話ありましたけれども、筑波大学全体で上げられたのでしょうか。お聞きします。

○委員長（伊場哲也）　紹介議員の答弁を求めます。

　　高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

この資料によりますと、国立大学法人筑波大学で、研究代表者は筑波大学医学医療系、川口毅教授が上げたものとなっております。

○委員長（伊場哲也）　伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美）　そうすると、筑波大学全体としてはちょっと考えにくいのかなというふうに感じます。

○委員長（伊場哲也）　ほかにありませんか。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利）　今のコロナに関しては、今でも3万人を超えるような人が毎年お亡くなりになっていると。この定期接種をやめるということになれば代替が必要です。それについての代替というのを考えましょうか。

○委員長（伊場哲也）　高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

今回、私が止めていただきたいものは、メッセンジャーRNAワクチンでございます。

今、コロナという病気は5類に下がっております。なので、風邪と同等という形になっております。なので、インフルエンザワクチンと同様に、不活化ワクチンであったり、そういうワクチンで代替できないかと思っております。

○委員長（伊場哲也）　飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利）　先ほど伊藤春美委員の筑波大学という話、これは今全世界での話になると、多分、国だとか、WHOとか、筑波大学の数十倍のデータを持っていると思うんですね。そこが今中止をしていないということは、これ、人の生命に関わる問題であって、市議会が人の生き死に対して、いいんだか悪いんだかということを、私は基本的には今回請願だから判断はしますが、判断するべきものかなというふうには思っています。

○委員長（伊場哲也）　高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子）　海外ではもう中止になっているところは多数ございます。なので、日本のほうが遅れているという理解でございます。

○委員長（伊場哲也）　ほかに質問ございませんか。

戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ）　何点か。最初に1点お聞きします。

私は、親友のご主人がワクチンを打った次の日に亡くなったものですから、血圧が一気に

低下して、救急車で運ばれたときにはもう遅くて亡くなりました。病院の先生が、死因は書けないので、腸閉塞って書いたということで、葬儀のときも、その彼女は泣きながら何でこんなことになるんだろうと言って、本当に憤っておりました。なので、私はワクチンは反対です。自分のあれを述べる必要もないんですけども。

実は、2022年10月14日の報道なんですけれども、ワクチン接種後の死亡疑い報告というのが報道されていまして、ファイザー1,658人、そのファイザーの5歳から11歳までの死亡数というのが2人、それからモデルナ184人、アストラゼネカ1人、ノババックス1人の死亡数が報道されているんです。

その中で、厚労省がこれだけの疑わしいこの死亡数があると発表しているんです。その中で国が救済認定、明らかにワクチンで亡くなったんだというものを認定した数が3人なんです。これ、2022年10月14日の報道です。

このときに、5歳から11歳で2人亡くなっている。その後、乳児、生後6か月から4歳向けもワクチンを打てるということになったんですよ。それで、打ったお子さんが、2023年4月29日、この報道なんですけれども、ワクチン接種1歳男児死亡ということで、乳幼児初というので、これも新聞記事で出ているんです。

今こちらのデータを見せてもらった百六十何市町村のやつですよ。このデータの中には、若年層のところで、これは要するにゼロ歳からってことなの、から19って、ここの中で見ると限りでは、全てゼロなんです。数字が入っていないの。ということは、この百六十何市町村の中には当てはまっていないということなんではないでしょうか。そういうところでも、こういうふうにちゃんとデータが出ているということ、公表しているということなんですかね。そこをよろしくお願いします。

○委員長（伊場哲也） 高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） ありがとうございます。

こちらのデータなんですけれども、メッセージRNAワクチン中止を求める国民連合の方が各市町村に向けて開示請求というか、情報を提出してくれた市議会とか、市区町村のデータをまとめたものになっておりまして、この旭市のロット別死亡率のトップ100の文章の下に書いてあるんですけども、厚生労働省が公表している4.3億回のうち、約13%に相当する記録になるので、その人数が入っていない可能性がございます。

○委員長（伊場哲也） ほかに質問いかがでしょうか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

それで、厚生労働省のほうの対応に対して、要するにコロナで死亡した可能性もあるけれども、そうとは認定できないということで、その数字にあまりにも乖離があつて、WHOのほうから、ここの見直しをするようにというのが2024年5月8日に出されているんですよ。

ワクチン接種後の死亡件数2,195件もあるのに、コロナのワクチンが原因だというふうに認めているのが1%で、あとは99%は評価不能という厚労省のほうで、国が認めていないとか、評価不能ということで、いわゆる認めていないということなんですけれども、ここのところに対してどのようにお考えなのか。厚労省のほうでのこういう対応についてどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（伊場哲也）　高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子）　ありがとうございます。

私も厚労省の対応については、不十分であると考えております。

○委員長（伊場哲也）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　あともう一点なんですけれども、ワクチン以外で、先ほど言われたように3万人も亡くなっているとかというようなことがあつて、コロナで3万人亡くなるということがあつて、代替措置というか、亡くなる命をワクチン以外で救えることができないのかというような質問だったと思うんですけれども、これに対して、実はもう既に2022年10月14日に報道の中で、シオノギ製薬が開発中の新型コロナウイルス治療薬、これ6歳から12歳未満の軽症・中等症を対象とした臨床試験をやっているんですよ。

これまで開発中の治療薬は、12歳から70歳未満を対象に実施されていたんですけども、この2022年の、11月からこれが始まったんですけれども、治験が始まって、このシオノギ製薬が厚労省の専門家分科会の7月に、有効性が推定できると判断できないとして緊急承認を見送って継続審議となっているのを、今度9月にもう一回厚労省のほうに、医薬品医療機器総合機構（PMDA）と共同して薬を新たにまた開発する、認証できるものを開発するというふうに、これが2022年の10月の記事なんです。その後、これ、治療薬がどのようになったか、ちょっと私は追跡していないの。もしご存じだったら教えてください。

○委員長（伊場哲也）　高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子）　すみません、私もその後どうなっているのかは存じ上げません。

○委員長（伊場哲也）　戸村ひとみ委員。

○委員（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

私は、特に乳幼児からいわゆる未成年と言われる子たちへの接種が大反対なんです。なので、5歳から接種していいですよって旭市のほうでもなったときに、私はチラシを出しました。新聞折り込みで入れました。

というのは、九州の堤さんという方が日経新聞に意見広告をばーんって出されていたんですよ。そのデータは全て厚労省から引っ張ってきたデータです。それを私も堤さんに電話して、全部これ使わせてもらっていいですかって言って、チラシを出したんですよ。なので、子どもたちの接種が大反対です。

というのは、大人は皆さん判断できますよ。これは打つべきか、打たないべきかというのは自分で判断できる。なので、百歩譲って大人の方は打ちたい方はどうぞって思うんですけども、私、子どもたちのほうは絶対打たないでほしいと思うわけです。それを国のほうにも要望したいみたいなのがあったんですけども、そのあたりについて、今回ののは、全ての年齢においてのいわゆるコロナワクチンと言われるものを打たないということにしてくれということですかね。

○委員長（伊場哲也） 高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） 私も今日ちょっとネットのほうで調べてみたところ、2021年から死産がすごい数上がっているんですね。なので、子どもたちは……

（「大人もね」の声あり）

○紹介議員（高橋美千子） そうですね。子どもたちでもなくて、成人した私たちぐらいの世代も絶対に打ってはいけないと思いますし、なおかつ高齢者に向けて、今、こういうワクチン接種のものをを出していますけれども、これも心筋炎があるということが分かっていますので、絶対に市民の健康を守るためにメッセンジャーRNAワクチンは打つべきではない、全人類が打つべきではないと考えております。

○委員長（伊場哲也） ほかに質問いかがですか。

伊藤春美委員。

○委員（伊藤春美） ワクチンに対する不安を感じる国民を守りたいという思いは皆同じです。ただ、同じように接種を希望する市民の権利も守らなければならないのではないのでしょうか。中止を求めることで、接種を希望する方の選択肢が失われる可能性も現在のところあるのではないかと。

現在の接種は任意です。そこにおいては、国立健康危機管理研究機構、通称J I H Sが科学的に接種する価値があると判断し、推奨されているところであります。

5類に移行して3年たちますが、コロナは終わった病気ではありません。高齢者や透析をされている方、若くても免疫力が弱い方、基礎疾患をお持ちの方にとっては、今も深刻な——先ほど3万人の死亡があるとおっしゃっていました。深刻な感染症であり、重症化を防ぐには重要な選択肢であるとして推奨されているわけであります。

なかなか誤解をされやすい新型コロナメッセンジャーRNAワクチン、1年足らずで実用化されたため、突貫工事で危ない技術と不安視されることはありましたが、実際には、がんやパンデミックへの備えとして、30年近く積み上げてきた基礎研究と技術がベースにあったからこそ、ウイルスの出現に対して即座に応用し、驚異的なスピードで実用化できた背景があるということも、これは事実であります。

やみくもに投与されたわけではなく、パンデミックという緊急事態に対応するため、特例承認とされたことで行われた流れがあるということも事実であるので、誤解をされないようにちょっと伝えたいなと思って、意見をちょっと言いたいなと思います。

○委員長（伊場哲也） 今の伊藤春美委員の意見、それから情報提供、これに対して、高橋美千子議員、何かございますか。どうぞ。

高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） ありがとうございます。

確かに1年ですごい技術でできたものではあるんですけども、本来のワクチンは10年以上の安全性確認、それこそ筑波大学がラットで確認されていたけれども、そういう確認をしてから本来であれば人体へ打つというものになってくると思います。

ですが、今回このメッセンジャーRNAワクチン、DNA、らせん状のものありますが、その半分のものを体の中に打ち込む、それで人体に影響はないということで始まったワクチンであります。資料の2で、2021年の53歳の女性の汗からスパイクたんぱくが出てきたというデータも出ておりますし、安全性は確認できていないものだと思っております。

○委員長（伊場哲也） ほかにどうでしょうか。意見あればお願いしたいと思いますけれども。井田孝委員。

○委員（井田 孝） メッセンジャーRNAワクチン使用禁止ということで、死亡率とかデータあるんですが、ほかの製薬会社の死亡率とかのデータというのはあるんでしょうか。

○委員長（伊場哲也） 高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） ありがとうございます。

一応、いただいているデータとしては、メッセンジャーRNAワクチンのみとなっております。

ますが……

○委員長（伊場哲也） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○委員長（伊場哲也） 再開します。

どうぞ。高橋美千子議員。

○紹介議員（高橋美千子） ありがとうございます。

新型コロナワクチン、メッセンジャーRNAワクチンとインフルエンザワクチン同等の総接種回数と比べての死亡認定数でございます。

インフルエンザワクチンは1億7,922万回打ったうち4名が死亡で、新型コロナワクチンは1億9,347万回接種して790名の方が亡くなっております。

ほぼ同じ接種回数で200倍の死亡認定数が、これが2025年12月24日に公表されておりますので、本来、今まで使っていたワクチンとは比べものにならないほど危険なものであるという結果であると思います。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） その790名というのは、このメッセンジャーワクチンに限っての数字なんですかね。

○委員長（伊場哲也） 高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子） 一番最初の請願書では729人であったかと思いますが、それにプラスされて2025年12月24日で790名認定されたということであると思います。

○委員長（伊場哲也） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） 1回目の質問に戻るんですけども、ほかの製薬会社、ファイザーとかいろいろあると思うんですが、そのほかの製薬会社の死亡率というデータはないんですか。

○委員長（伊場哲也） どうぞ。高橋議員。

○紹介議員（高橋美千子） メッセンジャーRNAワクチンでありますので、ほかの製薬会社もメッセンジャーRNAワクチンであれば、それも含めた数の死亡数であると思います。

○委員長（伊場哲也） 井田委員。

○委員（井田 孝） これは意見になるんですけども、私は令和5年9月定例会で、ワクチンが終わりかけの頃、定期接種が任意になった頃に、そういう被害の情報とかあるので一般質問させてもらったんですが、そのときは私は任意になっているんで、ワクチンは自分の責任をもって受けるべきだということを市民に通達するときも、そういう文言を入れたほうがいいのではないかということそのときは言っているんで、意見としては、あくまでも任意なんで、受けたい人の制約というか、それを縛るのはいかがかなという意見であります。

○委員長（伊場哲也） ほかに。今、井田孝委員から意見というふうに出されましたけれども、質問ございますか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これは定期接種でなくなると、多分、補助は大分減るんですよ。

○委員長（伊場哲也） ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○委員長（伊場哲也） 再開します。

では、今の件について、事務局のほうから説明、回答いただきます。

お願いします。

局長。

○事務局長（穴澤昭和） 定期接種につきましては、これは予防接種法ということで、法律で決められておりまして、そのため自治体からの補助がつくものであります。

定期接種から外れた場合には、当然ながら任意接種という形になりますから、全て自己負担という形になろうかと思えます。

先ほど井田委員のほうからお話ありましたように、市のほうで新型コロナウイルス感染症の定期予防接種のお知らせを高齢者等々に出しますけれども、その文面には、ワクチン接種は強制ではありません。接種を希望する方という文言は入っております。よろしく願います。

○委員長（伊場哲也） という回答を得ました。よろしいですか。

ほかにかがででしょうか。質問ございますか。よろしいですか。

(発言する人なし)

○委員長(伊場哲也) それでは、特にないようですので、高橋美千子議員の説明、これにて終わりにいたします。

高橋美千子議員は移動をどうぞしてください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○委員長(伊場哲也) それでは、審査を再開いたします。

続きまして、請願第2号、第3号の審査に入ります。

ここでおはかりいたします。

請願第2号、第3号については審査のため、紹介議員の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊場哲也) 異議なしと認めます。

よって、紹介議員による説明を求めることに決しました。

それでは、紹介議員であります常世田正樹議員は移動願います。

準備ができましたら、紹介議員、常世田正樹議員の説明をお願いいたします。よろしいでしょうか。

どうぞ。常世田正樹議員。

○紹介議員(常世田正樹) 請願の第2号、第3号ということで説明の機会をいただきましてありがとうございます。

内容は、年1度、伊場議員のほうから請願を上げていたものを、伊場委員長が文教委員長になられたことで、私が受けたという流れになっております。

内容に関しては、皆さん、大分ご理解だと思いますので、請願のほうをお通しいただければと思いますので、あえて細かい説明のほうは省略させていただきます。

○委員長(伊場哲也) ということで、紹介議員の今説明といいますか、話ありましたけれど

も、委員の皆様方から聞きたい点、質問ございませんか。

私はあるのですけれども、私は立場上しないということですので、どうぞ遠慮なく。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 分かりました。質問なしと、理解されていると。特にないようので、常世田正樹議員ありがとうございました。ご移動願います。

（「第3号は言わなくていいですか」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 2、3一緒ですけれども。2、3一緒です。第3号ありますか。第2号、第3号、説明は一緒でお願いしたいということです。よろしいですか。

（「よろしいです。ありがとうございます」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 請願第1号、請願第2号、請願第3号、この説明をいただいたというふうに私は理解いたしました。確認いたします。皆様方もそのように、よろしいですか、ご確認したということ。

（発言する人なし）

○委員長（伊場哲也） それでは、この後、請願第1号につきまして、請願審査のほうを行っていきたくと思いますけれども、よろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（伊場哲也） 休憩を入れますか。休憩どうですか。入れますか。それとも、請願審査、移ってよろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（伊場哲也） それでは、時間は大分押してはおりますけれども、請願のほうの審査、このご協力をお願いしたいというふうに思います。

請願審査に入ります。よろしいでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（伊場哲也） 請願第1号についてお願いいたします。

（「一旦休憩を取って皆さんに……」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 分かりました。申し訳ございません。

それでは、言ったことを翻すようですけれども、ここで11時半まで、ちょっと落ち着きたいと思いますので、休憩を取ります。11時半再開です。よろしいでしょうか。お願いします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時31分

○委員長（伊場哲也） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第1号についてお願いいたします。

プラスアルファの発言ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） なし。

請願第2号についてはいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） なし。よろしいですか。

請願第3号について、発言があればお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） それでは、請願の審査につきましては、請願第1号、2号、3号、請願の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（伊場哲也） 討論を省略して採決に入ります。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（伊場哲也） 請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 賛成少数。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊場哲也） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託された請願の審査は終了いたしました。ありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊場哲也） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（伊場哲也） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時33分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 伊 場 哲 也